

そうぞう

2002.12 No.3

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように——そんな思いが込められています。

CONTENTS (もくじ)

伝統に根ざし、 地域に密着した 「人権文化」の構築を —「命の尊さ」「自然との共生」の自覚

上田 正昭 さん (京都大学名誉教授) 2

論壇 あなたにとって、人権とは?
—「世界人権宣言」を通して考える— 4
岡久澤 麻理子 (姫路工業大学講師)

用語解説

人物紹介
子どもたちに「太鼓づくり」を通して、
命の尊さを教える 5
北出 昭 さん

シリーズ/職場の人権研修
「人権研修・啓発に終わりはしない」 6
株式会社クボタ

シリーズ/社会参加と人権
「うちの子、よその子、みんなの子」 7
貝塚子育てネットワークの会

シリーズ/参加体験型学習の手法と効用①
「ふりかえり」、そして「気づき」 8
多文化共生センター 岩山 仁

知ってますか?人権施策/人権に関わる特別相談

がんばってます!/NPO紹介
大阪精神医療人権センター 9

使ってみて!/教材紹介

行ってみて!/施設紹介
「大阪が世界の平和と繁栄に積極的に貢献するために」
ピースおおさか(財)大阪国際平和センター 10

ご案内/国際人権を考えるつどい

おしらせ/市町村事業

12月10日は「世界人権宣言」の誕生日です! 11

利用案内/啓発・学習相談、ドラマ「夢の約束」テレビ放送

歴史探訪/人権の歴史を訪ねて
第3回「聖神社・葛葉稻荷神社」 12

人権相談推進事業における人権相談窓口

12月10日は
「人権デー(Human Rights Day)」
12月4日から10日までは
「人権週間」!!

—12月10日は「世界人権宣言」の誕生日です!—

「人権デー」、そして「人権週間」を迎えるにあたって、21世紀を「人権の世紀」とするため、何が必要かを考えたいと思います。

そこで今回は、日本・東アジア古代史研究の第一人者であり、大阪府人権施策推進審議会会長でもある上田正昭さんに、「人権」について、歴史と伝統という観点からお話をうかがいました。

上田 正昭さん 京都大学名誉教授

伝統に根ざし、 地域に密着した 「人権文化」の構築を

——「命の尊さ」「自然との共生」の自覚



そうそう

2

2002.12*No.3

一人権の視点からみて、20世紀とは、どのような時代だったのでしょうか。

「戦争の世紀」から「人権の世紀」へ

そうですね、20世紀という時代については、少なくとも次の3つをしっかりと整理して考えておかなければならないと思っています。

その1つは、地球全体に戦争が拡大した時代だったこと。それ以前にも世界の各地で戦争は起きましたが、地球全体に戦争の広がったのが20世紀でした。残念ですが、やはり20世紀は「戦争の世紀」であったと言わざるを得ないでしょう。

その2つは、民族の紛争や宗教の対立がこれほど深刻化した時代はかつてなかったということです。難民が続出し、その数は2,500万を超えと言われています。そして、それだけではなく、自然が破壊され、環境がいちじるしく汚染されてきました。今や環境問題は、人類だけでなく地球のすべてにとっても非常に大きな問題になっています。20世紀は「人権受難の世紀」であったとも言えるわけです。

その3つは、20世紀の政治や経済、あるいは文化をリードしたのは、アメリカやヨーロッパであったこと。つまり、欧米中心の世紀であったということです。もちろん欧米の発展が人類の発展にとってマイナスなのではないけれども、アジアとかアフリカの独自の輝きがあまり評価されなかった時

代であったわけですね。

20世紀を振り返り、その課題を明確にすることは、21世紀の展望につながるはずですが、21世紀は平和で人権の文化が豊かに創造される「人権の世紀」であってほしい、「アジアが輝く世紀」であってほしいと強く願っています。

—それでは、21世紀を「人権の世紀」にするためには、何が必要でしょうか。

集まりの中で支え合うことが大事

「人」という象形文字を見てみますと、一本では立っていません。もう一本に支えられて、はじめて「人」という字になります。すべての人は個人として尊重されるわけですが、一つの個ではなく、その集まりのなかで生きている。支え合うことが大事です。人間のあるべき姿は、この「人」という文字にも象徴されているように思います。

今は、人権というと、個人（自分）の権利ばかりを主張して、ややもすると他人の権利をないがしろにしがちです。もちろん個人の権利は大事ですが、人権問題という場合は、個人だけを視野にいれてはだめで、「我もよし、彼もよし」という視点がより重要になってきます。「人権教育のための国連10年」（用語解説参照）では、他者の尊厳の大切さも強調されていますが、同感です。人間というのは一人で生きているわけではなく、多くの人間と

共に自然のなかで生きているわけですね。

最近、「心の教育」が大切といわれていますが、私は、「命の教育」というのが人権教育のベースにあるべきだと思っています。人間だけでなく、植物にも動物にも命があります。ところが、教科書などを見ても「命の尊さ」があまり取りあげられていないですね。

環境問題に取り組んでいる人たちは自然の保護ばかり、人権問題に取り組んでいる人たちは人間の権利ばかりに、目をうばわれているような気がするんですが……。21世紀の人権問題を考える重要なキーワードとして、「人権の問題」と「環境の問題」をどのように統合的にとらえていくのかということが、現在の大きな課題になっていると思います。

アジアや日本には、もともと自然と人間の共生を大事にしてきた伝統があります。自然と調和し、自然と共生する人間の道の探究は、基本的にアジアの哲学や宗教のベースにありました。このような自然と人間のありようを再発見することは、21世紀の人権文化の構築に寄与するはずで、欧米の人権思想や哲学だけでは不十分ではないかと思っています。

さらにいえば、「命の尊厳」を自覚し、自然とともに、人間が人間の幸せを構築していく、そのための行動と成果（実り）が、人権文化の創造につながるのではないかと考えています。

一今お話に出た「人権文化の創造」のために、大切なことはなんでしょうか。

過去にも学び、新しい世紀の創造を

私は常々、関西には関西らしい「人権文化」の創造をめざすことが重要だと考えてきました。大阪は、いわゆる商工業の都市というイメージが強いのですが、懷徳堂や適塾があり、優れた町民を輩出しています。京都でも、石田梅岩が後に「心学」（しんがく）とよばれる町民の学問を育てました。「心学」とは、まさに「心とは」「心を知るとはなんぞや」を問うた学問です。そして、「人の人たる道」をみきわめていきました。梅岩が45歳の時、1729年に京都で開いた塾にはじまります。「お望みの方は遠慮なくお通りお聞きくだされたく候」と呼びかけ、当時では珍しく、女性にも開放しているんですね。

「心学」というと、何か封建的な学問みたいにいる人がおられますが、「商人」に自信を与え「商人の道」を説いて、「人間が人間らしく生きる」ということを絶えず追求した学問です。「心学」の言葉では、「人の人たる道」と表現していますが、いわゆる「人道」ということです。

最近、「人道主義」という言葉が盛んに使われるようになりました。日本では「ヒューマンライツ」

を人権と訳していますが、東アジアでは、「人道」と言ってきたんですね。人権の思想というとヨーロッパの人権の歴史から説く人が多いのですが、東アジアには「人道」という言葉で、「人の人たる道」を説いてきた歴史もあるわけです。そのひとつが、日本の町民の学問として、花開いた「心学」です。「心学」は京都だけでなく、大阪をはじめとして各地にひろがりました。

封建社会のなかで誕生した学問ですから、「心学」のなかにも、批判すべきところはもちろんあります。しかし、学ぶべきところもたくさんあるのです。過去と断絶するのではなく、過去にも学んで現実を直視して、21世紀の創造をめざしていくことが大事なのではないでしょうか。それこそが単なる「伝承」ではなく、「伝統」なのだと思います。

「伝統」と「伝承」は違います。「伝統」というのは、古いものを受け継いで、新しく創造していくということです。クリエイティブな要素がなかったら、伝統にならないんですね。

これからは、「アジアの人権」、「関西の人権」、つまり、地域に密着した人権文化の構築も考えなくてはいけないのではないかと。大阪には大阪という地域の歴史とか伝統に根ざした人権文化の構築を、具体的に考えるべきだと思っています。

地域のなかで人権の具体化を

昨今は、個人の尊重が強調され、他方では、人権の普遍性が強調されています。そして、その「個人の尊重」と「普遍性」が両極に分化して、中間が抜けがちですね。その中間は何かといいますと、「地域」です。もっと具体的にいえば、社会であり、学校であり、職場であり、家庭です。地域のなかで人権をどう具体化していくのが重要ではないでしょうか。

このため、大阪府人権施策推進審議会でも、府民の主体的な人権に関する活動をどう行政が支援していくのか、また、地域における人権教育の具体化、あるいは、地域に即した人権文化の輝き、といったことを中心に議論してまいりました。

これらを盛り込んだ「大阪府人権施策推進基本方針」（用語解説参照）をどのように具体化していくのかということが、大きな課題です。

一どうも、ありがとうございました。



そうぞう

3

2002.12*No.3

あなたにとって、人権とは？ —「世界人権宣言」を通して考える—

阿久澤 麻理子（姫路工業大学講師）

「人権を大切に」「人権を守りましょう」——
こうしたメッセージを否定する人はいないでしょう。
しかし、人権を大切にすることはあたりまえ、と思っ
ているあなたも、あらためて「あなたが大切にしま
うとしている人権とは何か」と考えてみてください。
私はこの数年間、さまざまな研修や学習会の場の冒
頭で、参加者に「あなたにとって人権とは何ですか」
と問い続けてきました。多様な答えが返ってくるの
ですが、その中で、2つの回答が非常に多いことに
気づきました。

一つは、「人が生まれながらにもっている権利」
が人権である、といった文字通りの定義。もし、こ
うした答えが返ってきた場合、わたしはさらに「それ
ならあなたは人としてどんな権利をもっていますか」
と聞き返すことにしています。人権という言葉で、
できるだけ具体的にイメージしてもらうためです。「自
由」「平等」「衣食住」などが比較的多くあがってき
ますが、「いきなりたずねられても、考えたこともな
いからわからない」という答えが思いのほか多いこ
とに驚きました。また、第二に多いのは「思いやり」
「やさしさ」といった定義です。これらは人間として
大切にしなければならない価値観ですが、人権とは
抽象的な言葉で表現される価値観なのでしょうか。

「人権」は具体的な言葉

「人権」にあたる英語は「ヒューマン・ライツ (Human Rights)」です。「人間の権利」という意味ですから、研修会の参加者の回答とも重なります。しかし、ヒューマン・ライツの語の最後に、複数形を表わす“s”がつくことに気づいてください。これは人権が、抽象的な概念ではなく、一つひとつ数えられるほど具体的な人間の「権利」の総体を指す言葉だということを示しています。「人権」が数えられる・・・などというと、それならいくつあるの？という質問が返ってきそうです。たとえば国際連合が1948年に採択した『世界人権宣言』は、世界中のすべての人が持つ権利として「生まれや性別、宗教、人種等によって差別を受けない権利」「自分自身の考えをもつ権利」「自由に意見を言う権利」「結婚の自由」「教育を受け



る権利」・・・などを30項目にわたってリストにしました。国連は、さらにこのリストをもとに、『国際人権規約』などの人権条約を作成しました。国際条約だけでなく、もちろん各国の憲法にも、こうした「人権」のリストが含まれています。

法の中の「権利」は社会の合意

ここで人権が、具体的な言葉で表現され、法の中に記されていることに注目してほしいと思います。法の中に記されている「権利」の概念は、日々の暮らしの中で、差別や抑圧を受けてきた人々が立ち上がり、声をあげたことによって、明確な言葉になりました。あたりまえのことですが、「人権問題」などという抽象的な問題などありません。劣悪な労働環境に対して声をあげた労働者、植民地支配や人種・民族・カーストに基づく差別への反対など・・・このような声が、「人間が生まれながらに持つ権利」を具体的な言葉で表現させたのです。こうした権利が大切である、という呼びかけが、社会的な合意となったとき、それらは「法」となります。人権が法に記されているのは、私たちの社会がこのような諸権利を守り、侵害を許さないということ、社会的に合意しているからです。こうした視点から、『世界人権宣言』を読み直してみてください。『世界人権宣言』は法律的文章だし、何だかわかりにくい、と感じていた人も、それがあなた自身の権利のリストであり、世界の人々が合意しているものなのだ、という視点からこれを

読み直すと、違った印象を受けると思います。

ちなみに、『世界人権宣言』の第26条(教育権)には、教育を受ける権利とともに(1項)、その教育が人格の発展や人権の尊重を促すことを目的に行なわれるべきであること(2項)が記されていますが、今日ではここに「自分自身の権利について知る権利」も含まれると主張されています。まさに「権利を知ること」が人権教育の重要な柱として位置付けられています。自分のもつ権利を学ぶことは、単なる知識を得るためではなく、エンパワメント(用語解説参照)のプロセスでもあります。自らの権利を知ることによって、誰もがそれを守ることが可能となり、自らの経験やできごと、文化や習慣なども「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見する力を身に付けることが可能だからです。『世界人権宣言』の視点から、あなた自身と、身の回りのできごとを、見直してみませんか。

用語解説

【人権教育のための国連10年】

国連が1994年12月23日の第49回総会において決議した。期間は1995年から2004年までで、決議文では、人権教育を「単に情報提供だけにとどまらず、……他の人の尊厳に学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための……総合的な過程」と定義している。

【大阪府人権施策推進基本方針】

大阪府が2001年3月に、「大阪府人権施策推進審議会」の答申に基づいて策定した。「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に規定した「人権施策」を、総合的に推進するために必要な事項を定めている。

【エンパワメント】

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

人物紹介

子どもたちに「太鼓づくり」を通して、命の尊さを教える

「太鼓ができあがって、音を聞いた時、子どもたちの表情が豊かになります。かかわってよかったとつくづく感じる瞬間です」

1998年にリバティおおさか(大阪人権博物館)の「太鼓づくり講座」を受講した保育士から、「保育所で子どもたちに太鼓づくりを体験させたい」と相談を受けた。保護者でもあり、地域(貝塚市)の伝統的文化の「だんじり祭り」にかかわっていたことや、元来、木工など「ものづくり」が好きな性分も手伝って、「太鼓づくり」を短期間でマスターし、保育所で子どもたちに教えることになった。

「堅い皮を引っ張ったり、太鼓づくりには力がある」と、「父親の参加」にこだわった。父親を子育てに参加させたいというねらいもあったからだ。「父子(おやこ)で一緒に作った太鼓は父子にとって一生の宝物になります」

子どもが小学校へ入学。PTA副会長・会長を務め、学校週5日制導入後の土曜日の活動のために設けた「子ども広場」の取り組みの一つとして、「太鼓づくり教室」を開設。「太鼓づくりの輪」は小学校まで広がった。

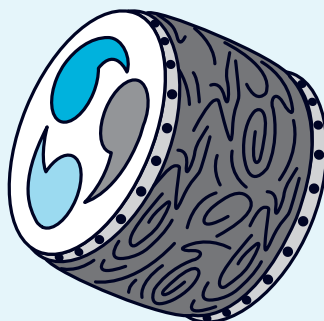
自営で食肉業に従事している。子牛から育て、解体して、皮をはぐ。「その皮が太鼓になります。牛の命を人間がもらって、その命が音として生き返るわけです。また、命の音で言えば、太鼓の音は母親のおなかに宿っているときのお母さんの心臓の音、『母なる音』でもあると、太鼓づくりの時には子どもたちに常に話すように心がけています」

高校1年生の時から、部落解放運動に取り組んできた。教育・保育にかける情熱の原点は、自らの差別体験と差別に負けない子どもたちを育てたいという思いにあるという。

府内各地域の保育所や自治体などから「子どもたちに太鼓づくりを教えてほしい」との依頼が相次いでいる。公私ますます多忙になる中、「太鼓文化をどんどん広げながら、命の尊さを感じとってもらえれば…」と目を輝かせる。



きたで あきら
北出 昭 さん



「人権研修・啓発に終わりはない」 一広がる人権課題

株式会社クボタ

1.はじめに

当社の社是は「総合力を活かしすぐれた製品と技術を通じて社会の発展につくそう」から始まります。企業と社会の関わりを強く認識し、企業が社会の公器であることをふまえ、「国づくりから米づくりまで」「美しい日本をつくろう」というキャッチフレーズの下で、上下水道をはじめとした生活基盤の整備や農業の生産性向上など、幅広い分野で製品を供給し社会の発展につくしています。

現在、企業が社会的な存在として法律に則り、倫理的な行動をしなければならないことは論を待ちませんが、社会が企業を評価する基準は、時代と共にますます高くなっているとも言えます。「公正で適切な行動をする」という、コンプライアンス経営行動の継続的な徹底を図らねばならないと痛感しています。

2.人権研修への取り組みの契機

当社が人権問題への取り組みを始めた最大の理由は部落地名総鑑事件（同和地区の名称や所在地、戸数などを記載した書籍が売買されていた事件）への反省です。当社もその差別性に全く気づくことなく購入していたのです。当初は「購入していたことがなぜ問題なのか？」が理解できず、部落差別も他人事としてしかとらえていませんでした。

そこで、「差別とは何か」を学ぶことから研修・学習が始まりました。トップ自らが差別に気づき、差別をなくしていくための行動を決意しました。1981年には大阪同和問題企業連絡会（大阪同企連）へ入会させていただき、その一員として啓発に取り組んでおります。

3.雇用と啓発は車の両輪

「雇用は最大の啓発である」この言葉は、大阪同企連の合言葉のように使われています。雇用と啓発は車の両輪のように働きます。就職差別をすることなく公正に採用していこうと努めていますが、「雇用＝公正採用」を推進しようとすると「啓発」をし

ておかねばなりません。啓発ができていない職場へ配属すると、重大な人権侵害が起こりかねないのです。逆に、公正採用・雇用をすることがその職場の啓発に大きな効果を発揮することもあります。研修で学んだこと、一人ひとりが大事な人であるということ、多様性は認め合いながらも一方で特別な存在の人はいないということ、— そんな当たり前のことが現実のことになるからです。

4.社内人権研修の概要

社内研修の現状は次の通りです。多くの企業と同じく「役員研修」を毎年開催しています。各階層別の研修では「部長研修」「課長昇格時研修」「昇格対象者事前研修」などがあります。一方「事業所別に行う研修」が横糸の研修となっています。労働組合でもリーダー研修に人権研修を組み込んで実施しています。関連企業も含めた連結経営が問われる今日、関連企業への人権研修・啓発の強化が大きな課題になっています。

5.終わりに

今日、人権研修は、きっかけとなった同和問題から、女性、障害者、在日外国人、子ども、そして高齢者の人権…と取り組むべき課題が広がっています。研修・啓発には終わりはありません。人権を尊重する企業として、人権が確立された社会をつくるために、自分のそばで起こっている人権問題に気がつき、解決することができる人を養成する活動を続けていきます。



入社4年目研修の風景

「うちの子、よその子、みんなの子」 ー仲間とともに子育て

貝塚子育てネットワークの会

貝塚子育てネットワークの会は発足から15年目を迎えています。子どもの年齢に合わせた4つの部会(乳幼児・幼稚園・小学生・中高生)にわかれ、それぞれ貝塚市立中央公民館と一緒に、講座や座談会、レクリエーションを開催して、親と子の「学び」と「仲間作り」の活動を続けています。

子育て中に学ぶことは大変なことですが、とても大切なこととして位置付けています。例えば、乳幼児期のいろいろな悩みは、子どもの発達段階を学ぶことで、かなり解消されますし、今の社会状況や教育システムを知ること、子どもたちのしんどさや、本当に必要なものが見えてきます。

学びの中から生まれた活動

学びの中から、今の子どもたちには「遊びが必要!」と、自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場「プレイパーク」の開催や、子どもたちの日常の遊び場「遊ぼう!はらっぱ」の活動が生まれました。

「プレイパーク」は年4回、雑木林とグラウンドが隣接する貝塚市子ども野外広場で春、ゴールデンウィーク、夏、秋と延べ15日間開催しています。雑木林では、お父さんたちが作ってくれた「モンキーブリッジ」や木のブランコ、滑車ロープで遊び、廃材で木工遊びをし、小麦粉からパンを作って、たき火で焼きあげます。グラウンドではいろいろな年齢の子どもたちがドッチボールやサッカーをします。

「遊ぼう!はらっぱ」は市街地の市有地を借りて、毎週水曜日、第2・4土曜日に開催しています。何にもない草っぱですが、子どもたちは夏には水やどろんこの中で思いっきり遊び、秋は虫採りに夢中になります。よく言われる三つの間(空間・仲間・時間)があれば、子どもたちはまだまだこんなにも遊べるんだと、実感しています。

いろんな人に出会おう!

私たちの様々な活動で、もう一つ大切にしていることは、大人も子どもも「いろんな人に出会おう!」ということです。講座の時の保育を自分たちで交替で

担い、「よその子」を「うちの子」のように保育しています。子どもたちは母親を求めて泣いたりしますが、工夫して保育の時間が子どもにとっても親にとっても、有意義な時間となるようにしています。

少子化の今、子どもたちにとって「よそのおばちゃん、おじちゃん、お兄ちゃん、お姉ちゃん」に出会うことは、人間関係を豊かにすることであり、親にとってもわが子とは違う年齢の子どもや、先輩お母さんと出会うことで、子育ての先を見通すことができます。

中高生ともふれあう

自分の子どもを持つまでに赤ちゃんに触れたことがなく、初めての子育てが不安だったという若いお母さんの話をきっかけに、中学生や高校生と子どもたちがふれあう機会をつくろうと、講座の保育にも中学生や高校生、大学生に来てもらったり、中学校の選択授業で、中学生と乳幼児、そのお母さんが交流する機会をつくったりしています。

「プレイパーク」でも子どもと遊ぶ「プレイリーダー」として、中学生や高校生に参加してもらっていますが、こちらの方は、「プレイパーク」が、ゲームセンターや塾しか行き場所のない彼らの“居場所”になれば…という思いもあります。

子どもを取り巻く社会状況は厳しいものでありますが、「うちの子、よその子、みんなの子」と、仲間とともに子育てしています。



乳幼児部会と幼稚園部会の大運動会

「ふりかえり」、そして「気づき」 ーワークショップの勘所ー

多文化共生センター・岩山 仁



特定非営利活動法人である多文化共生センターは、阪神淡路大震災における被災外国人支援活動の経験をもとに、国籍や言語、文化や性などのちがいを認め、尊重しあう「多文化共生社会」を実現するため、さまざまなプロジェクトを展開している民間ボランティア団体です。

岩山仁さんは、多文化共生センターのボランティアスタッフとして、数多くの参加体験型学習を実施しています。

ワークショップでは、何人かのグループに分かれてグループワークを行うことがよくあります。今回は、その際のグループ分けにも使えるアクティビティをご紹介しますながら、ワークショップの中心となる「ふりかえり」と「気づき」についてふれておきます。

シールで仲間分け

ことばを使わずに、自分の背中に貼られたシールと同じ色のシールの人同士でグループをつくるアクティビティ。もちろん、背中に何色のシールが貼られているのか本人にはわかりません。

<人数>20人以上

<用意するもの>分けるグループ数と同数の種類の色のシール(人数分)

<留意点>色の判別が難しい人のために、それぞれの色に記号などをつけて、色以外でも判別できるようにしておくこと。

- ①参加者に「ことばを使わない」というルールを説明します。
- ②参加者の背中に、それぞれ異なった色のシールを貼っていきます。その際、参加者がほぼ均等な数のグループに分かれるように、ランダムに(無作為に)貼ります。
- ③ファシリテーターの合図で、ワーク(仲間分け)を始めます。
- ④全員がグループに分かれたところで、「ふりかえり」を行います。

ファシリテーターの合図でワークを始めても、初めのうちは、どうすればよいのか戸惑っている人もいますが、そのうち、同じ色のシールの人を

引き合わせる人が出て来たりして、グループに分かれていきます。このように、参加者全員が体を動かして、お互いに協力してグループ分けをすることになるので、このアクティビティは前回ご説明した「アイスブレイカー」としても適しています。

さて、全員がグループに分かれたところで「ふりかえり」を行います。この「ふりかえり」というのがワークショップでは最も重要な部分です。このワークの場合であれば、たとえば、「ことばが使えないとどうだったか」「どうやって自分の色がわかったのか」といった行動についてふりかえることから、「ことばが使えないこと」「他の人のサポートが必要なこと」といった事柄へとつなげ、実際の社会について、ふりかえって考えていきます。

つまり「ふりかえり」とは、アクティビティで実際にやってみたことをもとに、気づいたことや感じたこと、自分の心境の変化などについてふりかえって考え、それを参加者とわかちあい、参加者から出された様々な意見や感想を整理し、その中から見えてきた社会の課題について掘り下げてゆく、いわば参加者のいくつもの「個人の気づき」を「社会の気づき」に高めていく部分なのです。

その意味でも、実はこの「シールで仲間分け」にはまだ大事な続きがあります。が、今回は紙面が尽きてしまいましたので、続きはまた次回をお楽しみに。

そうぞう

8

2002.12*No.3

知っていますか？ 人権施策 ー人権尊重の社会づくりのためにー

12月4日から10日までは「人権週間」です。

(財)大阪府人権協会をはじめ、右記の市町村では、この人権週間にあわせて、「人権に関わる相談窓口」を特設します。また、12ページ記載の相談窓口でも定例相談を実施しています。

みなさんのまわりで、様々な人権に関する問題が生じたときに、その解決や被害救済の一助として、ご利用ください。

■人権に関わる法律相談

配偶者・恋人からの暴力(DV)、職場や学校におけるいじめ、子どもの虐待・ネグレクト(保護の怠慢・拒否)、セクシュアル・ハラスメントなどの人権に関わる法律相談を実施します。(無料・要電話予約)

- 相談日時 12月4日(水)DV 5日(木)いじめ
6日(金)人権全般 9日(月)児童虐待
10日(火)セクハラ
各日とも13:30~16:30
- 場 所 大阪人権センター2階 (財)大阪府人権協会
(大阪市浪速区久保吉1-6-12)
- 電 話 06-6568-2983(先着制)

■特設人権相談

- 12月5日(木)13:00~15:00 摂津市民文化ホール
- 12月7日(土)13:30~15:00 交野市ゆうゆうセンター交流ホール
- 12月10日(火)9:00~16:00 河内長野市役所人権推進室
- 12月20日(金)14:00~16:00 羽曳野市総合福祉センター3階会議室



精神障害者をサポートする 地道な活動を

大阪精神医療人権センター

精神医療の質の向上、安心しててもらえる精神医療現場の実現、精神病院入院患者が自ら行動できる力をつける（エンパワメント）ための支援など、人権侵害から精神障害者をまもる活動を展開することを目的に、患者、家族、医療従事者、弁護士、一般市民らが集まり、1985年11月に発足しました。

具体的な活動として、まず、精神病院や社会復帰施設への訪問・面会活動があります。電話や投書で相談を受け、その中から、サポートできる内容に関しては、場合によって面会に出向きます。

患者への人権侵害のため廃院となった大和川病院事件をきっかけに、1998年9月から精神病院の「訪問調査」を開始しました。対象は、精神科病棟のある府内63病院で、山本深雪事務局長らスタッフをはじめ、元患者を含むボランティア32人がグループをつくり、交代で訪問しています。訪問先では、閉鎖病棟、保護室の見学に時間をかけながら、窓の鉄格子や公衆電話の位置など、細かいチェックを行っています。患者とも面談し、自由に使える金銭やテレホンカードの所持の状況は必ず聞いています。

訪問後は病院と話し合い、疑問や要望を出しています。改善に前向きに取り組む病院も多く、要望が活かされる例が増えてきています。

「訪問調査」については、昨年、中間報告を出し、今年、「扉をひらけ～大阪精神病院事情ありのまま」というタイトルの改訂版ができました。



「訪問調査」の風景

その他の活動としては、同センターの活動内容や精神医療・精神障害者施策に関する情報などを提供する「人権センターニュース」の発行、定期的に精神医療オンブズマン養成セミナーの主催などを行っています。

山本事務局長は、「『訪問調査』など、私たちの地道な活動により、少しずつですが精神医療現場の状況は改善されてきました。これからは、欧米のように一般総合病院に精神科救急病棟をつくるなど、精神医療のさらなる充実が求められています」と話しています。

特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル9階
TEL 06-6313-0056 FAX 06-6313-0058
E-mail advocacy@pearl.ocn.ne.jp

【電話相談】毎週水曜日午後2時～5時
毎週木曜日午後5時～7時

そうぞう

2

2002.12*No.3

『動詞からひろがる人権学習』

使ってみて! 教材紹介

「人権の豊かな文化を創る」ということをテーマに、どんな学びがいいのか、どんな教材が必要なのかという発想をもとに開発されたのが、この「動詞からひろがる人権学習」という教材集です。人権問題の学習においては、様々な問題を自分のこととして考えられるよう、参加者の学びと丁寧に付き合っていくことが大切です。そのような学びのために、ここでは、人権を考えるうえで大切にしたい11の動詞を集めて、その一つ一つにエピソードと発展編の学習資料が配置されています。11種類の動詞は、パンフレット（A4判4ページ）としても提供されていますので、これを題材に二人の対話やグループでの話し合いを中心にしたやわらかな参加型学習をすすめることのできる新しいタイプの教材です。

●11の動詞と主なエピソード

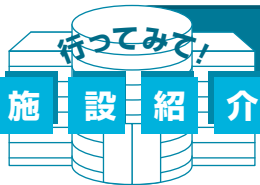
- 「分け合う」—— 育児休業を取った男性、その胸の内は?
- 「伝える」—— 学校で同和問題を学習してきた子どもが発した質問とは?
- 「決める」—— 自立生活を選んだ障害者と介助者、どちらが決める?
- 「抱え込む」—— 宝物のように思っている子どもに、つい手が出てしまったとき
- 「名のる」—— 彼女はなぜ本名を名のってくれたのか?
- 「暮らす」—— 高齢者の恋、共同生活をはじめようと誘われたとき
- 「知らせる」—— エイズだと噂された歌手がとった行動とは?
- 「参加する」—— いよいよ就職活動、どんな質問項目はダメ?
- 「働く」—— パートタイムをはじめた母、でも家族は相変わらず...
- 「遊ぶ」—— 夜更かしをして駅に、でも車椅子用の出口は...
- 「つながる」—— 隣に越してきた外国人の家族、声をかけるべきかどうか



本教材は、市町村教育委員会社会教育主管課、社会教育関係機関に配布しています。

お問合せ ●大阪府教育委員会事務局教育振興室地域教育振興課

TEL 06-6941-0351 (内線3465)



「大阪が世界の平和と繁栄に積極的に貢献するために」

ピースおおさか〔(財)大阪国際平和センター〕

大阪国際平和センター(愛称 ピースおおさか)は、戦争が巻き起こす悲惨な実態を後世に伝え、平和の尊さを訴えることにより、世界平和に貢献する“平和の首都”大阪のシンボリックな施設として、1991(平成3)年9月17日に開館しました。

常設展示は、「大阪空襲と人々の生活」、「15年戦争」、「平和の希求」をそれぞれテーマとしており、当時の写真や実物資料、映像などをご覧ください。

特別展示室では、現在、「世界のグラフィックデザイナーによる反核FAXポスター展」を開催中(12月22日まで)です。次回の特別展は、来年1月10日(金)から3月16日(日)まで、「『百年の愚行』写真展」を開催します。

また、12月8日の「開戦の日」、3月13日の「大阪大空襲」を記念した平和祈念事業として、講演会や映画会、語り芝居を予定しています。

そのほか館内には、1,200本の映像を視聴できる映像コーナーや、25,000冊の図書を自由に閲覧できる図書室があります。また、平和学習用として、16ミリフィルム、ビデオ、紙芝居、パネルなどの貸し出しも行っています。

現在、「大阪空襲死没者名簿」の編さん事業に取り組んでいます。大阪空襲では死者・行方不明者が約1万5千人と言われていますが、お名前のわかっていない方が多数いらしゃいます。情報をご存知の方は、「ピースおおさか」までご連絡ください。

開館時間 ● 9時30分～17時

(ただし、入館は16時30分まで)

休 館 日 ● 毎週月曜日、祝日の翌日、毎月月末、年末年始
(ただし、祝日の翌日および月末が日曜日にあたる時は、その翌々日の火曜日)

入 館 料 ● 個人(大人250円、高校生150円)
団体(大人200円、高校生100円)
※小・中学生、65歳以上の方、障害者の方は無料です。

大阪市中央区大阪城2-1(JR・地下鉄「森ノ宮」駅下車)
TEL 06-6947-7208 FAX 06-6943-6080
ホームページ <http://www.mydome.or.jp/peace>



◀シンボルマーク

外周の楕円形は宇宙空間を、中央の正円形は地球を示しています。



センター建物▲

いろいろな形の屋根は、平和とは多様なものが相互に認め合って、同時に存在し得る世界であることを表現しています。

そうぞう

10

2002.12*No.3

こ 案 内

募集しています!!



国際人権を考えるつどい 世界と私をつなぐキーワード

平野次郎さん(NHK解説委員)の「21世紀を人権の世紀とするための課題—最近の国際情勢から考える」をテーマとした講演をはじめ、人権に関する世界会議の報告などを通して、より多くの人びとに身近な国際人権を考えていただくイベントを開催します。参加費は無料です。(ただし、事前申込が必要。先着500名)

日 時 12月18日(水)
午後1時30分～4時30分

会 場 クレオ大阪中央
大阪市天王寺区上汐5-6-25
(地下鉄谷町線
「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅下車・徒歩3分)

内 容 講演会、文化イベント(馬頭琴の演奏等)、
世界会議レポート(国連子ども特別総会等)

申込み・問合せ (財)アジア・太平洋人権情報センター
TEL 06-6577-3578
FAX 06-6577-3583

高槻市関係事業

人権を考える市民のつどい

高槻市では、1978年12月に人権擁護都市宣言を行い、人と人とのふれあいを大切に、お互いの人権を守り、すべての人々の基本的人権を尊重することを市政の重要な柱としています。これらの理念を広く市民に啓発するため、人権週間において下記の事業を実施します。

- 日時** 12月10日(火)午後2時開演(1時30分開場)
場所 高槻現代劇場(中ホール)
内容 第1部 人権啓発作品表彰式
 第2部 講演会
 テーマ 「生きること、学ぶこと」
 講師 中坊 公平さん(弁護士)

問合せ 高槻市生活文化部人権室
 TEL 072-674-7575

大東市関係事業

国際理解講座「パレスチナ問題を見つめて」

- 日時** 2003年1月10日～31日の毎週金曜日
 午後6時30分～8時30分
内容 1/10 テーマ「パレスチナの歴史といま」
 講師 役重 善洋さん
 (パレスチナの平和を考える会)
 1/17 テーマ「被占領下パレスチナを訪ねて」
 講師 役重 善洋さん
 (パレスチナの平和を考える会)
 1/24 テーマ「パレスチナ人のゲストを迎えて」(1)
 講師 マフムード・マフムードさん
 1/31 テーマ「パレスチナ人のゲストを迎えて」(2)
 講師 パレスチナ人留学生(予定)
 ※内容は都合により変更する場合があります
場所 大東市立公民館
入場料 無料
定員 先着 30人
問合せ 12月4日から
 大東市人権教育啓発推進協議会事務局
 TEL 072-870-9061

松原市関係事業

人権教育市民セミナー

- 日時** 12月18日(水)午後2時～4時
テーマ 人間回復のかけはしーハンセン病の歴史に学ぶ
講師 牧野 正直さん(国立療養所邑久光明園園長)
 光明園自治会住民の方
日時 2003年1月21日(火)午後2時～3時30分
テーマ 同和問題
講師 吉田 明さん(民生委員)
日時 2003年2月8日(土)午後2時～4時
テーマ 親が変われば子どもも変わる
講師 伊藤 幸弘さん(青少年育成コーディネーター)
場所 上記のいずれも松原市役所8階大会議室
入場料 無料
その他 保育(有料、1歳6ヶ月以上就学前)、手話通訳あり。必要な方は、2週間前までに電話又はFAXで申し込んでください。
問合せ 松原市総務部人権文化室
 TEL 072-337-3101 FAX 072-337-3003

12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」
 12月4日から10日までは「人権週間」!!
 —12月10日は「世界人権宣言」の誕生日です!—

第二次世界大戦では多くの人命が奪われ、世界中の人々が傷つきました。そのため、戦争のない平和な世界をつくるには、世界中の国々で人権が尊重されなければならぬと、「国際連合」が設けられました。

そして、国際連合は、1948年12月10日に、人権と自由を守っていくため、世界のすべての人と国が達成すべき共通の目標として、「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の理念・趣旨は、誕生以来、世界各国の憲法や法律に取り入れられ、また、様々な国際会議の決議に用いられ、人権の尊重に強い影響を及ぼしてきました。

国際連合では、その採択を記念し、12月10日を「人権デー」と定めています。日本でも、「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義と人権意識の大切さを呼びかけています。

そうぞう

11

2002.12*No.3

啓発・学習相談のご案内

(社)部落解放・人権研究所では、職場や地域で人権研修や学習活動を推進するために、啓発・学習相談を行っています。相談内容は、研修企画、講師や教材紹介など。

月曜～金曜 午前10:00～午後5:00まで
 TEL:06-6568-1308
 FAX:06-6568-0714
 HP:<http://www.blhri.org/info/sodan.html>
 Eメール: keihatsu@blhri.org

ドラマ「夢の約束」テレビ放映のご案内

太鼓の会を舞台に、差別の問題に直面した母娘が、亡き父の「夢」の実現をとおして、太鼓の奏でる音のように心を一つに結ぶことにより、仲間とともに問題を乗り越えていくすがたを描きます。

2003年1月7日(火)
 午後12時30分から(53分間)
 テレビ大阪(19チャンネル)

問合せ 大阪府企画調整部人権室
 06-6941-0351(内線2309)



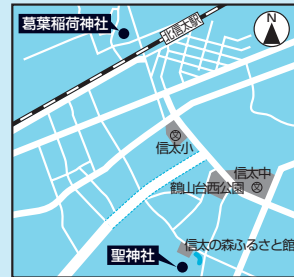
出演 清水由貴子 さん
 坂上 二郎 さん ほか
 企画 大阪人権問題映像啓発推進協議会

歴史探訪

第3回

人権の歴史を訪ねて

ひじり
くすのは
聖神社 (和泉市王子町)
葛葉稲荷神社 (和泉市葛の葉町)



葛葉稲荷神社の石碑

「恋しくば 尋ね来てみよ 和泉なる 信太の森の うらみ葛葉」
これは、文楽・歌舞伎でおなじみの「蘆屋道満大内鑑(あしやどうまん おおうちかがみ) 葛葉子別れノ段」で我が子に狐の姿を見られてしまった葛葉が、故郷である信太の森へ泣く泣く帰ることを決意し、障子に思いをつづった名場面での文句である。場面は、和泉を発祥の地とし、中世に説経節として出来た「しのだ妻」を基礎としている。その和泉には、舞台とされる場所が2ヶ所存在する。JR阪和線北信太駅から徒歩20分にある聖神社と、同じく徒歩5分にある葛葉稲荷神社である。

この葛葉物語にはもう一つの言い伝えが存在している。葛葉物語の舞台となった信太の森の近くには、全国的に見ても大変珍しい一村独立(一行政単位)の被差別部落があった。その言い伝えでは、葛葉は被差別部落の女性であるがために、離縁されたというのである。この物語が、中世につくられたことから考えると、葛葉は被差別部落の女性ではないだろう。しかし、被差別部落の女性の切ない結婚差別体験と、この葛葉の境遇が重ねられ、語り継がれてきたようだ。

NPO法人DASH(M)

人権相談推進事業

※本事業は、人権に関する問題が生じた場合に、府民が身近にその解決方策について相談できるよう、府内の市町村に人権に関する相談窓口の整備を府が支援する事業です。

人権相談推進事業における人権相談窓口	電話番号	人権相談推進事業における人権相談窓口	電話番号
能勢町立人権文化センター	072-734-0530	東大阪市立蛇草解放会館	06-6720-1701
豊能町立ふれあい文化センター	072-739-0370	東大阪市立荒本解放会館	06-6788-7424
箕面市立萱野中央人権文化センター	072-722-7400	八尾市立桂人権ふれあいセンター	0729-22-1826
箕面市立桜ヶ丘人権文化センター	072-721-4800	八尾市立安中人権ふれあいセンター	0729-22-1491
池田市立人権文化交流センター	072-752-6395 (人権文化交流センター内 池田市人権協会)	柏原市役所人権推進課	0729-72-1501
豊中市立豊中人権まちづくりセンター	06-6841-1313	松原市ふれあい人権文化センター	072-337-3101(人権文化室) 072-332-5705 (ふれあい人権文化センター) 12月実施予定
豊中市立蛍池人権まちづくりセンター	06-6841-5326	羽曳野市立人権文化センター	0729-37-0860 (人権文化センター内 羽曳野市地域人権協議会)
茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター	072-626-5660	藤井寺市立市民総合会館本館	0729-39-7020
茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	072-635-7667	富田林市立人権文化センター	0721-24-0583 1月実施予定
茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター	072-643-2069	河南町役場人権男女共同社会室	0721-93-2500
高槻市立富田ふれあい文化センター	072-694-5451	河内長野市役所人権推進室	0721-53-1111
高槻市立春日ふれあい文化センター	072-671-9604	高石市役所市民相談室	072-265-1001
島本町立人権文化センター	075-962-4402 (人権文化センター内 島本地域人権協会)	和泉市立人権文化センター	0725-44-0030
吹田市交流活動館	06-6389-6865	岸和田市役所市民相談係	0724-23-2121
摂津市役所人権同和対策課	06-6383-1111	貝塚市ひと・ふれあいセンター	0724-31-6901
枚方市役所人権政策室	072-841-1221	熊取町役場人権推進課	0724-52-1001
寝屋川市立いきいき文化センター	072-822-3311	泉佐野市立泉佐野人権文化センター	0724-63-5718
交野市役所人権政策室	072-892-0121	泉佐野市立下瓦屋人権文化センター	0724-64-2526
守口市役所市民相談室	06-6992-1221	泉佐野市立樫井人権文化センター	0724-66-2323
門真市役所人権政策室	06-6902-1231	泉南市立人権ふれあいセンター	0724-83-6447
四條畷市役所人権推進課	072-877-2121	阪南市役所人権推進課	0724-71-5678
大東市立北条人権文化センター	072-877-6066	岬町立文化センター	0724-92-3270 (文化センター内岬町人権 多奈川地域協議会)
大東市立野崎人権文化センター	072-879-1551	岬町人権淡輪地域協議会	0724-94-1508
(財)大阪府人権協会	06-6562-4040	大阪府人権室	06-6941-0351 (人権相談・擁護グループ)

※大阪市及び堺市では、独自の相談窓口を設けておりますので、各市役所までお問い合わせください。

そうぞう

12

2002.12*No.3

編集後記

- …「人権週間」の意義。「広く国民に人権意識の高揚を呼びかける…」とあります。「人権」が日常のなかにあたり前のように根づき、あえて人権週間を設けなくてもよい社会を一日でも早く実現したいものです。
- …本誌9月号(2号)は大きな反響がありました。特に野球解説者の金村義明さんへのインタビューは、日本人拉致事件の問題に伴い、在日韓国・朝鮮人への嫌がらせが多発しているなかでの掲載ということで、「金村さんにご迷惑をかけなければよいが」と懸念しておりましたが、「このような時期に、よくぞ登場してもらった」「在日三世としての金村さんの生き方に勇気をいただいた」…などと、ご支持の声が数多く寄せられました。「さすが人権のまち、大阪」と心のなかで大きな拍手をおくりました。

2002(平成14)年12月発行

発行／大阪府企画調整部人権室 人権教育・啓発グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL06-6941-0351 FAX.06-6944-6616 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/>

編集／財団法人大阪府人権協会 人権啓発部

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL06-6568-2983 FAX.06-6568-2985 <http://www.jinken-osaka.jp>

この情報誌は20000部
作成し、1部あたりの単価
は46円です。

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています